

<目標変更の背景・必要性>

- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律が改正され、令和3年4月1日より施行予定。海洋研究開発機構（JAMSTEC）を含む5法人において、法人発ベンチャー等への出資が新たに可能となる。
- 上記について、令和3年度以降の各法人の中長期目標に反映することが必要。

<法改正の概要>

- 「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」の改正
 - ・ **出資が可能な研究開発法人を拡大**（22法人 → **27法人**（NIED、JAXA、JAMSTEC、JAEA、NIESが追加））
 - ・ **JAMSTECは研究開発法人発ベンチャーに出資が可能**となる。



<中長期目標の変更内容>

- 出資等の業務に関する記載の追加
- Ⅲ 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
 - 2. 海洋科学技術における中核的機関の形成
 - （1）関係機関との連携強化による研究開発成果の社会還元の推進等
 - （略）

機構の研究開発活動を活性化させ、その成果を更に発展させて社会へと還元していくために、種々の国のプロジェクトへ積極的に参画していくとともに、民間資金等の外部資金の積極的な導入を進める。**さらに、機構の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（成果活用事業者）に対する出資並びに人的及び技術的援助を行うものとする。**